

ライブ配信での楽曲使用

やって良いこと、やってはいけないこと

SHOWROOM・ツイキャス JASRAC/NexTone

2020/03/04 1.1

ライブ配信での楽曲使用（SHOWROOM）

・音楽著作権について

音楽を配信される場合（アカペラ配信等）には、事前に楽曲管理のページにて対応が必要です。

利用できる楽曲かをJASRAC / NexToneの各サイトの「インタラクティブ配信」の項目にてご確認ください、SHOWROOM内の使用楽曲管理のページにて「使用楽曲追加」「使用楽曲保存」をお願いいたします。

ライブ配信での楽曲使用 (SHOWROOM)

- ・**著作隣接権**(レコード製作者の権利 ※いわゆる原盤権)について

配信する際にCDを流したり、カラオケ音源を流すためには、上記の使用楽曲追加・保存の対応以外に、個別にCDやカラオケ音楽原盤の権利者(レコード会社やカラオケ事業者等)へ許諾を取る必要があります。

【例】

- ・カラオケBOXでのカラオケ配信
→ カラオケBOX(店舗)およびカラオケ事業者等の許諾が必要です。
- ・自宅でのCDのカラオケトラックを使ったカラオケ配信
→ レコード会社等の許諾が必要です。
- ・アカペラ・弾き語り
→ 音楽著作権上問題なければ配信して問題ありません。

ライブ配信での楽曲使用（SHOWROOM）

※ただし、元の曲を大きく変えて歌唱するなどの行為をした場合、権利者から「著作権者人格権」に基づく権利主張をされる可能性があります。

※SHOWROOMのカラオケ機能を使用してSHOWROOM内で配信する場合のみ許諾不要です。

※上記はSHOWROOM特有のものではなく法律に基づいた注意点です。みなさまがトラブルに巻き込まれないためにもご理解いただけますようお願い申し上げます。

ライブ配信での楽曲使用（ツイキャス）

- ▶ ツイキャスはJASRAC等に楽曲の利用料を支払っている
ので、みなさんはJASRAC／NexTone(旧名:JRC及びイー
ライセンス)の管理楽曲を**無料にて歌ったり演奏したり
することが可能です**。
- ▶ 「楽曲報告をしないと著作権違反になる」という誤情報も
出回っているようですが、報告はあくまでも「アーティスト
さまのため」で、アーティストさまに対して適切に収益が
分配されるよう実績報告をお願いしています。**著作権と
は関係ありません**。
- ▶ また、最近になって楽曲利用についての規制がより厳し
くなったという事実は一切ありません。これまでの使い
方をいきなり禁止するようなこともありません。

ライブ配信での楽曲使用（ツイキャス）

- ▶ 楽曲報告とは
- ▶ ツイキャスから楽曲を報告していただくことで、アーティストさまに適切に収益が分配されます。楽曲報告をしないと楽曲が利用できないわけではありませんが、アーティストさまのためにご協力をお願いしています。
- ▶ 利用できる楽曲は [JASRAC](#) / [NexTone](#) の各サイトの「インタラクティブ配信」の項目をご確認ください。
- ▶ ※費用はツイキャスが各管理団体に支払っており、ユーザーさまに金銭が請求されることはありませんのでご安心ください

ライブ配信での楽曲使用（ツイキャス）

- ▶ ツイキャスでできること
- ▶ JASRAC／NexTone管理楽曲:
 - ▶ その楽曲の生演奏、アカペラ、歌詞の朗読、自分でデータを入力して作成した音源の配信が可能です。
- ▶ 管理楽曲以外の楽曲:
 - ▶ 自分で作成したもの、インターネット配信が許可されているもの、著作権を管理委託していないインディーズから直接許可を受けているものの配信が可能です。
- ▶ ※企業の宣伝活動や商品等のプロモーション目的でツイキャスを利用する場合は、別途許諾が必要な場合があります。

ツイキャスヘルプ 著作権について 抜粋



ライブ配信での楽曲使用（ツイキャス）

- ▶ 別途許諾が必要な例
- ▶ 楽曲を主体的に利用して配信する場合は、CDやDVD等の音源の原盤権所有者の許諾が必要となることがあります（BGM等を含む）。
- ▶ カラオケの映像または音声を配信する場合はカラオケメーカーの許諾が必要となる場合があります。
- ▶ アーティストのプロモーションビデオ等を配信する場合は別途許諾が必要となる場合があります。
- ▶ テレビ等の放送およびYouTube等動画サイトの映像や楽曲については権利者の許諾が必要となる場合があります。
- ▶ 市販のCD音源を利用して作成したDJ・リミックス等を配信する場合は別途許諾が必要となる場合があります。
- ▶ JASRAC／NexTone以外の管理団体が権利を保有する楽曲の場合は別途許諾が必要となる場合があります。
- ▶ ツイキャス上で合言葉を設定した配信であっても、以上のすべての条件が適用されます。
- ▶ 楽曲が許諾を受けたものかどうかはこちらでは調べることはできませんので、ご自身でご判断いただけますようお願いいたします。

ツイキャスヘルプ 著作権について 抜粋



ライブ配信での楽曲使用（ツイキャス）

- ▶ **CD・カラオケ音源について**
- ▶ 「CDやカラオケ」を音源として使う場合は、「著作権」は楽曲に対する著作権ではなく、CDの原盤を作った方やカラオケメーカーの著作権（正確には著作隣接権）に付随するものです。CDやカラオケには、楽曲以外にそれを作った方の著作権が発生するということです。個別に権利者（メーカー）から許諾をとっていれば問題ありません。
- ▶ これは「ツイキャス」だけでなく、すべての配信サービスや動画サービスでも同じことがいえます。「個別の許諾なく市販のCDを流してもカラオケをしてもOK」と言えるサービスは日本に存在しません。（※一部提携等により条件付きで許諾しているケースはあります。）
- ▶ 著作権侵害は「親告罪」のため、権利を持っている方が訴えない限りは法律的な問題は存在しないとも解釈でき、OKと言っているところもあるようです。
- ▶ もし、権利者から連絡があった場合は、まずその対象のユーザーさまに連絡させていただいております。その運営や著作権者からの連絡や警告を無視しつづけられた場合は「楽曲を利用したユーザーさま」が訴えられる対象になる可能性が高いのです。それは私たち運営にとっても、とても心が痛む問題です。
- ▶ ツイキャスでは、みなさまがトラブルに巻き込まれることがないように努力しております。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ライブ配信での楽曲使用

- ▶ SHOWROOM・ツイキャス共にJASRAC / NexToneへ楽曲使用料をまとめて支払っているため、管理楽曲を無料にて歌ったり演奏したりすることが可能。
- ▶ 楽曲報告はアーティストのためでアーティストに対して適切に収益が分配されるよう実績報告。使用許可をもらうための申請では無い。
- ▶ 管理楽曲以外の楽曲の利用や、CD・カラオケ音源の利用には別途許可が必要。

